

年金者連盟への加入について(ご案内)

連盟の組織

全国連盟を中心に 47 都道府県の連盟組織「会員は約 37 万人」



県連盟役員

会長（1）・副会長（2）・理事（10）・監事（2）

※各支部から選出された理事の中から会長・副会長が選定されます

支 部

[支部一覧表はこちら](#) 

入会にあたっては原則として退職時の市町村に所在する各支部に加入して頂くこととなりますが、希望によりほかの支部を選択することもできます。

加入資格

正会員

大分県市町村職員共済組合の組合員であった方およびその遺族で地方公務員等共済組合法に定める年金の給付を受けている方であれば、どなたでも加入できます。

準会員

早期退職された方、年金支給年齢の引上げでまだ年金を受給されていない方も準会員として加入することができます。

ただし、慶弔や宿泊利用助成等の給付関連についてはご利用できません。

※正会員の資格に達したとき年金受給開始時に正会員として変更されます。

入会手続き

[加入申込書はこちら](#) 

所定の年金者連盟加入申込書に必要事項をご記入押印の上、年金者連盟事務局宛に送付願います。



会費

[年金額割会費基準表はこちら](#) 

正会員

年金額に応じ「年金額割会費基準表」の定める額となります。

会費の納入は、毎年4月（初年度は8月）期の年金支給時に控除されます。

控除できなかったときは、別途納付書をお送りします。

準会員

準会員の方は、年金を受給されるまでの会費は免除されます。

※脱会の場合は、年会費は返還いたしませんのでご了承願います。

[ページトップへ](#)